

改正事項	改 正 前	改 正 後
<p>加算単位数 の見直し 退所前連携 加算の新設</p>	<p>注7 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。</p> <p>ハ 初期加算 30単位 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。</p> <p>二 退所時等相談援助加算 (1) 退所前後訪問相談援助加算 460単位 (2) 退所時相談援助加算 570単位</p> <p>注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居室サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にとっては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。</p>	<p>数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 加算1 33単位 ロ 加算2 66単位 ◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第26号 ◎厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>注10 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。</p> <p>ハ 初期加算 30単位 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。</p> <p>二 退所時等相談援助加算 (1) 退所前後訪問相談援助加算 460単位 (2) 退所時相談援助加算 400単位 (3) 退所前連携加算 500単位</p> <p>注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居室サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にとっては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居室を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>退所時相談援助加算に係る算定要件の変更</p>	<p>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。</p> <p>注2 (2)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居住地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して(当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)その他の事業者がいる場合にあつては、これらに加えて当該事業者に対して)、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</p>	<p>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。</p> <p>注2 (2)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居住地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</p>
<p>退所前連携加算の算定要件</p>		<p>注3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先</p>

改正事項	改正前	改正後
		<p><u>立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</u></p>

改正事項	改正前	改正後
<p>所定単位数の見直し</p>	<p><b>2 介護保健施設サービス</b></p> <p>イ 介護保健施設サービス費(1日につき)</p> <p>(1) 介護保健施設サービス費 (I)</p> <p>※看護・介護職員の配置3:1以上</p> <p>(一) 要介護1 880単位</p> <p>(二) 要介護2 930単位</p> <p>(三) 要介護3 980単位</p> <p>(四) 要介護4 1,030単位</p> <p>(五) 要介護5 1,080単位</p> <p>(2) 介護保健施設サービス費 (II)</p> <p>※看護・介護職員の配置3.6:1以上</p> <p>(一) 要介護1 810単位</p> <p>(二) 要介護2 857単位</p> <p>(三) 要介護3 903単位</p> <p>(四) 要介護4 949単位</p> <p>(五) 要介護5 995単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p>	<p><b>2 介護保健施設サービス</b></p> <p>イ 介護保健施設サービス費(1日につき)</p> <p>(1) 介護保健施設サービス費 (I)</p> <p>※看護・介護職員の配置3:1以上</p> <p>(一) 要介護1 819単位</p> <p>(二) 要介護2 868単位</p> <p>(三) 要介護3 921単位</p> <p>(四) 要介護4 975単位</p> <p>(五) 要介護5 1,028単位</p> <p>(2) 介護保健施設サービス費 (II)</p> <p>※看護・介護職員の配置3.6:1以上</p> <p>(一) 要介護1 725単位</p> <p>(二) 要介護2 767単位</p> <p>(三) 要介護3 809単位</p> <p>(四) 要介護4 851単位</p> <p>(五) 要介護5 893単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、介護保健施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>◎厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準→平成12年厚生省告示第29号</p> <p>◎入所者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合→平成12年厚生省告示第27号</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>リハビリ体制加算のリハビリ機能強化加算への再編</p>	<p>注2 <u>常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第5号の基準を満たす介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法（同条第3項に規定する常勤換算方法をいう。）で入所者の数を50で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出たものについては、1日につき12単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注4 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。</p> <p>□ 初期加算 30単位 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 退所時指導等加算 (1) 退所時等指導加算</p>	<p>注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第25号</p> <p>イ <u>常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置していること</u></p> <p>ロ <u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第5号に定める理学療法士又は作業療法士の員数を置いていること</u></p> <p>ハ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法で入所者の数を50で除した数以上配置していること</u></p> <p>ニ <u>医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適切に行う体制にあること</u></p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して介護保健施設サービスを行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める施設基準→平成12年厚生省告示第26号</p> <p>注4 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。</p> <p>□ 初期加算 30単位 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>ハ 退所時指導等加算 (1) 退所時等指導加算</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="151 309 295 548">加算単位数の見直し・退所時指導加算の再編退所前連携加算の新設</p> <p data-bbox="151 1417 295 1574">退所時指導加算に係る算定要件の変更</p>	<p data-bbox="371 271 847 342">(一) 退所前後訪問指導加算 460単位 (二) 退所時指導加算 1,070単位</p> <p data-bbox="346 557 847 589">(2) 老人訪問看護指示加算 300単位</p> <p data-bbox="346 598 847 1160">注1 (1)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。</p> <p data-bbox="403 1169 847 1408">入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。</p> <p data-bbox="346 1417 847 2103">注2 (1)の(二)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合（当該入所者の退所後の主治の医師が明らかである場合にあっては、当該医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に限り、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者その他の事業者がいる場合にあっては、当該事業者に対して、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の診療状況を示</p>	<p data-bbox="924 271 1399 342">(一) 退所前後訪問指導加算 460単位 (二) 退所時指導加算 400単位 (三) 退所時情報提供加算 500単位</p> <p data-bbox="924 477 1399 508">(四) 退所前連携加算 500単位</p> <p data-bbox="898 557 1399 589">(2) 老人訪問看護指示加算 300単位</p> <p data-bbox="898 598 1399 1160">注1 (1)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。</p> <p data-bbox="954 1169 1399 1408">入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。</p> <p data-bbox="898 1417 1399 1736">注2 (1)の(二)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p>

改正事項	改正前	改正後
<p data-bbox="188 757 331 869">退所時情報提供加算の算定要件</p> <p data-bbox="188 1451 331 1563">退所前連携加算の算定要件</p>	<p data-bbox="437 264 882 421"><u>す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に限る。)</u>に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p data-bbox="437 427 882 745"><u>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</u></p> <p data-bbox="384 2022 882 2094">注3 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に</p>	<p data-bbox="938 757 1437 1115">注3 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。</p> <p data-bbox="991 1122 1437 1440"><u>入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</u></p> <p data-bbox="938 1447 1437 2011">注4 (1)の(四)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p data-bbox="938 2018 1437 2094">注5 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に</p>

改正事項	改正前	改正後
	<p>基づき、指定訪問看護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p><b>二 緊急時施設療養費</b></p> <p>入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。</p> <p>(1) 緊急時治療管理(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">500単位</p> <p>注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。</p> <p>3 同一の入所者について1月に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) 特定治療</p> <p>老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第一老人医科診療報酬点数表(以下「老人医科診療報酬点数表」という。)第1章及び第2章において、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>	<p>基づき、指定訪問看護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p><b>二 緊急時施設療養費</b></p> <p>入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。</p> <p>(1) 緊急時治療管理(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">500単位</p> <p>注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。</p> <p>3 同一の入所者について1月に1回を限度として算定する。</p> <p>(2) 特定治療</p> <p>老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第一老人医科診療報酬点数表(以下「老人医科診療報酬点数表」という。)第1章及び第2章において、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>



改正事項	改正前	改正後
	<p>◎厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療→平成12年厚生省告示第23号</p>	<p>◎厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療→平成12年厚生省告示第23号</p>

改正事項	改正前	改正後
<p>区分の削除</p> <p>所定単位数の見直し</p>	<p><b>3 介護療養施設サービス</b></p> <p><b>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</b></p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき） ※看護職員の配置6：1以上（病棟での最小必要数の2割以上が看護師）</p> <p><u>(一) 療養型介護療養施設サービス費 (I)</u> ※介護職員の配置3：1以上</p> <p>a 要介護1 1,193単位 b 要介護2 1,239単位 c 要介護3 1,285単位 d 要介護4 1,331単位 e 要介護5 1,377単位</p> <p><u>(二) 療養型介護療養施設サービス費 (II)</u> ※介護職員の配置4：1以上</p> <p>a 要介護1 1,126単位 b 要介護2 1,170単位 c 要介護3 1,213単位 d 要介護4 1,256単位 e 要介護5 1,299単位</p> <p><u>(三) 療養型介護療養施設サービス費 (III)</u> ※介護職員の配置5：1以上</p> <p>a 要介護1 1,079単位 b 要介護2 1,120単位 c 要介護3 1,162単位 d 要介護4 1,203単位 e 要介護5 1,245単位</p> <p><u>(四) 療養型介護療養施設サービス費 (IV)</u> ※介護職員の配置6：1以上</p> <p>a 要介護1 1,048単位 b 要介護2 1,088単位 c 要介護3 1,128単位 d 要介護4 1,168単位 e 要介護5 1,209単位</p> <p>注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定</p>	<p><b>3 介護療養施設サービス</b></p> <p><b>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</b></p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき） ※看護職員の配置6：1以上（病棟での最小必要数の2割以上が看護師）</p> <p><u>(一) 療養型介護療養施設サービス費 (I)</u> ※介護職員の配置4：1以上</p> <p>a 要介護1 820単位 b 要介護2 930単位 c 要介護3 1,168単位 d 要介護4 1,269単位 e 要介護5 1,360単位</p> <p><u>(二) 療養型介護療養施設サービス費 (II)</u> ※介護職員の配置5：1以上</p> <p>a 要介護1 760単位 b 要介護2 869単位 c 要介護3 1,029単位 d 要介護4 1,185単位 e 要介護5 1,227単位</p> <p><u>(三) 療養型介護療養施設サービス費 (III)</u> ※介護職員の配置6：1以上</p> <p>a 要介護1 730単位 b 要介護2 841単位 c 要介護3 992単位 d 要介護4 1,149単位 e 要介護5 1,190単位</p> <p>注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定</p>